

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十四日であり組織変更後の商号は、株式会社E E Corporation Holding sとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

福岡市東区香椎照葉六丁目二番五十一号

合同会社E E Corporation Holding s

代表社員 株式会社E E Corporation

職務執行者 高 成敏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

宮崎県西都市大字下三財字権現原一〇三番地五

代表社員 姚 丹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋一三五四番地一Grand. S. Kit anaka

一〇二号室

FL AGSHIP OKINAWA合同

代表社員 宮平 龍希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百二十五万円減少し三百二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://fukashiken.com/koukokuhtml>

令和八年七月十三日

宮城県仙台市若林区沖野三丁目三一五

東北非常用発電機株式会社

代表取締役 嶋原 春夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十三日

東京都千代田区一番町二番地

代表取締役 上原 進

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百四十六万七千八百四十九円、資本準備金の額を十三億六千六百七万五千九百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年七月十三日

横浜戸塚区上倉田町二〇六番地一

株式会社Q Dレーザ

代表取締役 大久保 潔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

札幌市中央区北三条東五丁目五番地

株式会社演建

代表取締役 濱野 充史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

東京都あきる野市館谷二二三番地九

大多摩開発株式会社

代表取締役 南澤 邦洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

横浜市保土ヶ谷区常盤台六一番二九号

伊東建設株式会社

代表取締役 伊東 幸夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月十三日

大阪府東大阪市金物町二番二三号

榎本金属株式会社

代表取締役 榎本 昌弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

奈良県桜井市大字三輪四九七番地

株式会社白玉屋栄壽

代表取締役 石河 敏正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である須賀敦子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

福岡市中央区大名二丁目四番三五一九〇一号

AROMA FOR I A

日本における代表者 須賀 敦子

限定承認公告

本籍岐阜県可児市兼山三五九番地二、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 藤掛誠一郎 右被相続人は令和八年七月三十一日死亡し、その相続人は令和八年七月二日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月十三日

岐阜県可児市兼山三五九番地二

限定承認者 藤掛 憲佳

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年五月二十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年七月十三日

東京都港区芝浦三丁目一番二一〇号

三菱自動車工業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 田保 博章

訂正公告

令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の第八期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「767,230」とあるは「767,711」、固定資産の金額「39,713」とあるは「33,361」、合計の金額「806,943」とあるは「801,073」、流動負債の金額「336,814」とあるは「332,531」、固定負債の金額「71,075」とあるは「73,353」、株主資本の金額「399,054」とあるは「395,188」、利益剰余金の金額「394,054」とあるは「390,188」、その他利益剰余金の金額「394,054」とあるは「390,188」、（うち当期純利益）の金額「（190,728）」とあるは「（186,862）」、合計の金額「806,943」とあるは「801,073」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月十三日

大阪市天王寺区堀越町一一番一〇号

株式会社COFFISO

代表取締役 白崎誠志朗

正誤

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）公布厚生労働省令第五十三号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

一四六 改正後欄

改正前欄

第七條の二 第七條の三